総社市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片 岡 聡 一

## 総社市条例第9号

総社市国民健康保険条例の一部を改正する条例

総社市国民健康保険条例(平成17年総社市条例第154号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(本市が行う国民健康保険 <u>の事務</u> ) 第1条 本市が行う国民健康保険 <u>の事務</u> については、法令に定めがあるもの のほか、この条例の定めるところによる。	(本市が行う国民健康保険) 第1条 本市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。